

幼稚園における感染症対策について

平素は本園の保育にご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。
新学期が始まるにあたって、幼稚園における感染症対策についてお知らせいたします。

1・医師の診断を受け、登園許可が必要となる感染症

→ 以下の感染症は医師の診察を受け、登園の許可が必要となります。
病院の発行する許可書でも、幼稚園の登園許可書を使用していただいても
構いません。

- ・インフルエンザ
- ・水痘(水ぼうそう)
- ・溶連菌感染症
- ・感染性胃腸炎(ノロ、ロタ、アデノウイルスなどによるもの)
- ・急性細気管支炎(RSウイルスなどによるもの)
- ・手足口病
- ・咽頭結膜炎(プール熱)
- ・百日咳
- ・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎(アデノウイルスが原因によるもの)
- ・マイコプラズマ感染症
- ・ヘルパンギーナ
- ・麻疹(はしか)・風疹
- ・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)
- ・結核
- ・腸管出血大腸菌感染症(0157など)

2・登園許可は必要ではないが、状況によって保護者の方に対応をお願いする感染症

- ・膿痂疹（とびひ）・・・患部をしっかりガーゼで覆っていただければ、基本的に出席は可能です。しかし水ぶくれやただれの範囲が広く、ガーゼで覆いきれない場合や、かゆみが強くてかきむしってしまう場合などは、感染の恐れが多くあるためお休みをお願いします。
- ・伝染性軟属腫(水いぼ)・・・出席が可能です。つぶす必要もありませんが、もしかいてしまったりして滲出液が出ている場合はガーゼなどで覆って登園してください。

3・新型コロナウイルス感染症について

- 令和5年度より、新型コロナウイルス感染症は5類感染症に移行しています。それにともない、幼稚園でも下記のように対応いたします。

- ・新型コロナウイルス感染症について、登園許可は必要ありません。
- ・園児本人が罹患した場合のみ、出席停止となります。
(濃厚接触者は出席停止の対象にはなりません)

<出席停止期間>

- ① 発症した日を0日とし、その翌日から5日間が経過するまで。
(ただし無症状の場合は、検体を採取した日から5日間とする)
- ② 上記の①に加えて、症状が軽快した日から1日を経過するまで。

幼稚園の登園許可書を使用する場合、ホームページから印刷ができます。
(幼稚園まで取りに来ていただいても構いません)